三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十八　海上自衛隊崎辺地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
崎辺町官有無番地	崎辺町、天神町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）、崎辺町、十郎新町（次の図面に示す部分に限る。）、天神四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、東浜町（次の図面に示す部分に限る。）並びに前畑町（次の図面に示す部分に限る。） 一　北緯三十三度八分六秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 二　北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 三　北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 四　北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十四分三十九秒の点 五　北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十四分三十八秒の点 六　北緯三十三度七分三十八秒、東経百二十九度四十四分三十七秒の点 七　北緯三十三度七分十三秒、東経百二十九度四十四分十秒の点 八　北緯三十三度七分〇秒、東経百二十九度四十三分二十六秒の点 九　北緯三十三度七分二十秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 十　北緯三十三度七分三十六秒、東経百二十九度四十二分四十九秒の点 十一　北緯三十三度七分五十五秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点 十二　北緯三十三度八分二十三秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点 十三　北緯三十三度八分四十七秒、東経百二十九度四十二分五十六秒の点 十四　北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点 十五　北緯三十三度八分五十四秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点 十六　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分四十秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十九　海上自衛隊干尽地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
干尽町九番九号	干尽町（次の図面に示す部分に限る。）	稲荷町、大宮町（次の図面に示す部分に限る。）、塩浜町、潮見町、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、下京町、白南風町（次の図面に示す部分に限る。）、新港町、須田町（次の図面に示す部分に限る。）、大黒町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、戸尾町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、福石町、藤原町（次の図面に示す部分に限る。）、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、前畑町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町、山県町（次の図面に示す部分に限る。）、山祇町（次の図面に示す部分に限る。）及び若葉町 一　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分四十秒の点 二　北緯三十三度八分五十三秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点 三　北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点 四　北緯三十三度九分二秒、東経百二十九度四十二分五十秒の点 五　北緯三十三度九分九秒、東経百二十九度四十二分四十六秒の点 六　北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分四十四秒の点 七　北緯三十三度九分三十八秒、東経百二十九度四十二分四十二秒の点 八　北緯三十三度九分四十七秒、東経百二十九度四十二分四十九秒の点 九　北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十三分二秒の点	一に掲げる点と二に掲げる点及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域 次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域